

町営住宅の入居者を募集します

役場(仙南庁舎)建設課 管理班 ☎0187(84)4910 (内線3223)

募集する住宅

住宅名	構造	建築年度	戸数	所在地
熊野住宅	2号棟2階/3階建(3DK)	昭和62年	1戸	美郷町六郷字熊野110
飯詰駅前住宅	木造平屋建	昭和56年	1戸	美郷町上深井字矢矧殿125-1

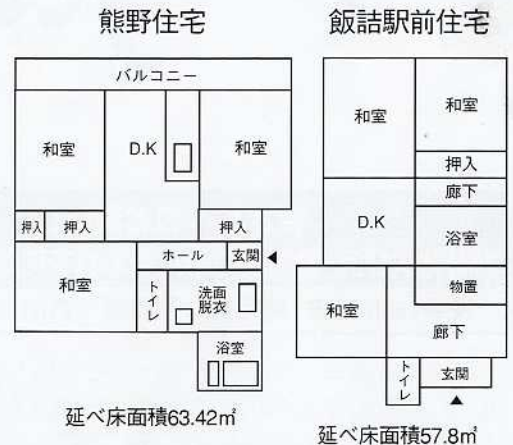
家賃 ●熊野住宅 18,000円から29,800円
 飯詰駅前住宅 12,700円から21,000円
 (入居者の収入によって決定します。)

敷金 ●家賃の3カ月分

- 入居資格 ●住宅に困窮していることが明らかな方。
- 同居する親族がいる方。
(入居から3カ月以内に婚姻する方も可能です。)
 - 国税・地方税・公共料金等を滞納していない方。
 - 入居者全員の所得(昨年度)の合計額から、申込者以外の人数×38万円を控除し12で割った額が20万円以下の方。
 - 美郷町外の方も入居できます。

申し込み方法 ●建設課・各庁舎総合サービス課にあります入居申請書に記入し、必要書類(住民票・所得証明書・納税証明書等)を添付して建設課(仙南庁舎2階)に提出してください。

入居時期 ●平成19年2月下旬頃
 入居申し込みの受付締め切り ●2月2日(金)



平成19年度小規模修繕契約希望者登録のご案内

役場(六郷庁舎)総務課 管財班 ☎0187(84)1111 (内線1248)

美郷町が発注する小規模な修繕の契約を希望する方の登録を行います。
 小規模な修繕とは ●その内容が軽易で、かつ、履行が容易なものであると認められるものであって、金額が原則として50万円未満のものです。

修繕の種類 ●①大工職 ②ガラス工事、アルミ建材 ③畳 ④建具、家具修理・再生 ⑤装飾業、敷物
 ⑥塗装(建築) ⑦左官業 ⑧建築板金業 ⑨電気設備工事 ⑩給排水衛生設備工事

登録できる事業者 ●町内に主たる事業所又は住所を有する方
 ※建設業の許可の有無、経営組織、作業員数等は問いません。

登録できない事業者 ●町内に主たる事業所又は住所を有しない方
 (抜粋) ●希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない方
 ●町の入札参加資格者(指名願)名簿へ登録されている方
 ●町税を滞納している方

提出書類 ●(法人の方)①小規模修繕契約希望者登録申請書 ②商業登記簿謄本(3カ月以内)
 ③町税の納税証明書(直前1年分)法人町民税等
 ④希望する業種を履行するために必要な資格、許可等の写し
 (個人の方)①小規模修繕契約希望者登録申請書 ②住民票(3カ月以内)
 ③町税の納税証明書(18年度分)町民税等
 ④希望する業種を履行するために必要な資格、許可等の写し

受付期間及び受付時間 ●平成19年2月10日から平成19年3月10日まで(土曜、日曜及び祝日は除く)
 午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所 ●美郷町役場六郷庁舎2階 総務課管財班

登録の有効期間 ●平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
 ※有効期間は1年です。18年度登録されている方も19年度の登録申請が必要です。

◎上記についての詳細は提出要項をご覧ください
 ※登録申請書用紙、提出要項は総務課に備え付けております。
 また、町ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

小規模修繕契約希望者登録とは

美郷町が発注する小規模な修繕について、町の入札参加資格者(指名願)名簿への登録が困難な、町内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これら登録された事業者の積極的な活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を確保するとともに町内経済の活性化を図るものです。